

**新潟県新型インフルエンザ等対策行動計画
サーベイランスに関するガイドライン**

令和8年4月

目 次

第1章 はじめに	
1 基本的な考え方	1
2 感染症サーベイランスの分類	1
第2章 準備期の対応	2
1 目的	2
2 実施体制	3
3 平時から行うサーベイランス	3
4 人材育成（研修の実施）	10
5 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進	10
6 感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表	11
第3章 初動期の対応	11
1 目的	11
2 実施体制	11
3 感染症有時の感染症サーベイランスの開始	11
4 感染症のリスク評価に基づく体制強化、感染症対策の判断及び実施	17
5 感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表	17
第4章 対応期の対応	17
1 目的	17
2 実施体制	17
3 感染症有時の感染症サーベイランスの実施	18
4 感染症のリスク評価に基づくサーベイランス手法の検討、感染症対策の判断及び実施	20
5 感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表	21
文末脚注	23

第1章 はじめに

1 基本的な考え方

感染症有時における感染症サーベイランスは、迅速な情報に基づく公衆衛生対策上の意思決定のため、複数のサーベイランスを実施し、体系的かつ継続的なリスク評価¹につなげることが重要である。

具体的には、感染症の流行状況、時間の経過とともに、平時から実施するサーベイランスのほか、感染症有時におけるサーベイランスの開始や対象者・対象施設の拡大等実施方法の一部変更など、柔軟な対応が求められる。

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」¹という。）以外も念頭に、包括的なサーベイランス体制への移行について検討を進めつつ、複数の情報源から全国的な流行状況を把握していく。また、感染症サーベイランスのほか、国では感染症有時の最初期における、症例定義に合致した数百症例程度を対象とした臨床・疫学調査を実施し、平時から実施しているサーベイランスでは得られない知見を迅速に収集・分析するとともに、その分析結果を情報提供・共有することを目的とした「First Few Hundred Studies (FF100)²」等の疫学調査や、知見の創出を目的とした調査研究事業等を並行して実施し、総合的な評価を行うこととしている。

なお、県及び保健所設置市（以下「県等」という。）は、国及び国立健康危機管理研究機構（Japan Institute for Health Security 以下「JIHS」という。）とフラットなネットワーク関係を構築し、双方向の円滑なデータのやりとりにより感染症情報の共有を図る。

加えて、県は、感染症有時における感染症サーベイランスについて、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）の変化を踏まえ、追加的な手法や柔軟な運用を行う場合の対応に関する国からの通知を受けた場合は、適切に対応する。

2 感染症サーベイランスの分類

(1) 感染症発生の探知

症状、所見等に基づく感染症の発生を探知し、新たな感染症の発生や集団感染の発生の早期探知、国内外から同時期、同じ目的で特定の場所・地域に多くの者が集まるイベントへの感染対策といったマスギャザリング対策につなげることを目的とする。例えば、急性呼吸器感染症³（以下「ARI」という。）サーベイランス、疑似症サーベイランス（医師からの届出によるもの）、インフルエンザ様疾患発生報告（学校サーベイランス）、クラスターサーベイランスなどがある。

(2) 患者発生の動向把握

県等が行う感染症サーベイランスは届出基準⁴に定められた患者の発生を継続的に監視し、県内における感染症の発生の傾向、動向を継続的に監視することを目的とする。例えば、疑似症サーベイランス（指定届出機関⁵からの届出によるもの）、患者発生サーベイランス（指定届出機関からの届出によるもの）、患者発生

サーベイランス（医師からの届出によるもの）、地域ごとの実情に応じたサーベイランスがある。

(3) 市中における流行状況の動向把握

県内の流行状況の把握や今後の感染症の発生動向の予測、公衆衛生対策等の検討につなげることを目的とする。例えば、抗体保有割合調査等がある。

(4) 重症者・死亡例の把握

感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）の変化の監視を目的とする。例えば、入院サーベイランス（指定届出機関からの届出や、厚生労働省令で定める感染症指定医療機関⁶からの退院等の届出の提出によるもの）、死亡例の把握等がある。

(5) 病原体の動向把握

新たな変異株、特に公衆衛生上のリスクにつながる可能性のある変異株の早期探知を目的とする。例えば、病原体ゲノムサーベイランスがある。

(6) ワンヘルス・アプローチ⁷

人獣共通感染症を含め、動物が保有する病原体に関して関係機関が得た情報を収集・共有・集約化し、新型インフルエンザ等の出現の監視に活用することを目的とする。例えば、家きん、豚及び野生動物が保有するインフルエンザウイルスサーベイランスがある。

第2章 準備期の対応

1 目的

新潟県新型インフルエンザ等対策行動計画でいう「サーベイランス」とは、感染症の予防と対策に迅速に還元するため、新型インフルエンザ等の発生時に患者の発生動向や海外からの病原体の流入等を体系的かつ統一的手法で、持続的かつ重層的に収集・分析を行う取組等をいう。

感染症有時に、発生の早期探知を行い、情報収集・分析及びリスク評価を迅速に行うことが重要である。そのためには、平時から感染症サーベイランスの実施体制を構築し、システム等を整備することが必要である。

このため、平時からの感染症サーベイランスシステム⁸やあらゆる情報源の活用により、感染症の異常な発生を早期に探知するとともに、各地域の新型インフルエンザ等の発生状況、患者の発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等の情報を収集する。これらの情報を踏まえ、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

2 実施体制

(1) 県等は、感染症有時における、業務量の大幅な増加に備え、平時から必要となる体制や役割分担を確認し、速やかに体制を拡大できるよう準備を行う。

(2) 県等は、平時から国及びJIHSによる技術的な指導・支援や人材育成、訓練等を

通じて感染症有時における県等のサーベイランスの実施体制を整備する。

- (3) 県等は、国及びJIHSと連携し、感染症有時において迅速に必要な人員を動員できるよう、平時から、感染症有事に対応できる高度な専門性や経験を有し、分野横断的な調整能力を有するリーダーシップ人材を育成する体制⁹を整備する。

3 平時から行うサーベイランス

(1) 感染症発生の探知

ア ARI サーベイランス（指定届出機関からの届出等によるもの）

○目的

ARI の症例定義に一致する患者数及び収集された検体の解析結果から、県内のARIの発生状況の傾向（トレンド）や水準（レベル）を踏まえ、流行中の呼吸器感染症を把握する。

○実施方法

県等は、県が指定する患者等の届出を行う医療機関（以下「指定届出機関」という。）からARIの症例定義に一致する患者について、1週間（月曜日から日曜日）ごとに報告を受け、その結果を分析し、県民等へ情報を提供・共有するとともに国へ報告する。

また県等は、県が指定する患者等の検体の提出を行う医療機関（以下「指定提出機関」という。）からARIの症例定義に一致する患者の検体を、1週間（月曜日から日曜日）ごとに5検体ずつ受領及び県保健環境科学研究所、新潟市衛生環境研究所（以下「県等衛生研究所」という。）にて解析を行い、その結果を分析し、県民等へ情報を提供・共有するとともに国へ報告する。

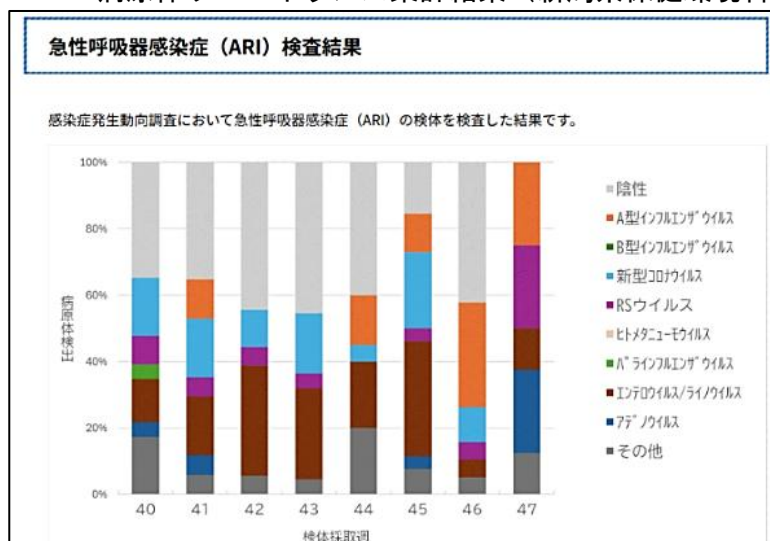
○実施時期

通年

○公表

新潟県感染症情報（週報速報版）にて毎週公表。

図1 ARI 病原体サーベイランス集計結果（新潟県保健環境科学研究所 HP より）



イ インフルエンザ¹⁰様疾患発生報告（学校サーベイランス）

○目的

インフルエンザによる学校休業の実施状況を調査することにより、感染が拡大しやすい集団生活の場においていち早く流行の兆候を捉え、必要な対策を講じる。

○実施方法

県等は、幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等から、インフルエンザ様症状の患者による臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）の状況及び欠席者数について、1週間（月曜日から日曜日）ごとに、報告を受け、その結果を分析し、県民等へ情報を提供・共有するとともに国へ報告する。

なお、施設別のインフルエンザ発生状況の把握に当たっては、効率的に感染症の発生状況を把握する観点から、学校等欠席者・感染症情報システム¹¹を積極的に活用する。

○実施時期

通年

○公表

随時実施する。

ウ クラスターサーベイランス

○目的

インフルエンザや新型コロナ等により、重症化しやすい基礎疾患を有する患者等において、感染拡大の可能性のある集団的な発生を把握し、感染症対策や人材の派遣を含む支援へ早期につなげる。

○実施方法

保健所は、医療機関、社会福祉施設等におけるインフルエンザ等の集団的な発生が疑われる事例について、それらの施設長等からの連絡により把握する。

（ア）医療機関の施設長等からの報告¹²

医療機関の施設長等は、目安として1事例につき10名以上の院内感染による感染者が発生した場合や、当該院内感染事案との因果関係が否定できない死亡者が確認された場合は、管轄する保健所に速やかに報告する。

保健所長等は、重大な院内感染事案が発生した場合には、各医療機関に対し保健所等の行政機関に速やかに連絡すること等を指導するとともに医療機関に対し速やかに技術的な支援を行う。

（イ）社会福祉施設等の施設長等からの報告¹³

社会福祉施設等の施設長等は、以下の場合、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症等が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講じる。

- ・ 同一の感染症等又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

- ・ 同一の感染症等の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ・ 上記2点に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合
 また、報告を行った社会福祉施設等においては、その原因の究明に資するため、当該患者の診察医等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努める。
- ・ 報告を受けた保健所は積極的疫学調査等を実施し、必要な衛生上の指導を行うとともに、県等を通じてその結果を国に報告する。また、報告を受けた当該市町村等の社会福祉施設等主管部局と保健所は、当該社会福祉施設等に関する情報交換を行う。

○実施時期

通年

○公表

新潟県感染症情報（週報速報版）にて毎週公表。

図2 クラスターサーベイランス集計結果
 （新潟県感染症情報（週報速報版）より）

保健所・疾患・施設種別 感染症集団発生等報告数(第49週)													
令和7年12月1日～令和7年12月7日													
インフルエンザ	新潟市	村上	新発田	新津	三条	長岡	魚沼	南魚沼	柏崎	十日町	上越	糸魚川	佐渡
児童福祉施設(施設数)	32		6	1	7	11		7	3	2	10		2
老人福祉施設(施設数)	3		1		1						2		
障害福祉サービス事業所／ 身体障害者社会参加支援施設 (施設数)													
保護施設(施設数)													
その他の施設(施設数)													
新型コロナウイルス感染症	新潟市	村上	新発田	新津	三条	長岡	魚沼	南魚沼	柏崎	十日町	上越	糸魚川	佐渡
児童福祉施設(施設数)													
老人福祉施設(施設数)	1		1			2			1	1	1		
障害福祉サービス事業所／ 身体障害者社会参加支援施設 (施設数)													
保護施設(施設数)													
その他の施設(施設数)													
感染性胃腸炎	新潟市	村上	新発田	新津	三条	長岡	魚沼	南魚沼	柏崎	十日町	上越	糸魚川	佐渡
児童福祉施設(施設数)													
老人福祉施設(施設数)													
障害福祉サービス事業所／ 身体障害者社会参加支援施設 (施設数)													
保護施設(施設数)													
その他の施設(施設数)													
その他の感染症	新潟市	村上	新発田	新津	三条	長岡	魚沼	南魚沼	柏崎	十日町	上越	糸魚川	佐渡
児童福祉施設(施設数)	1					1							
老人福祉施設(施設数)				1									
障害福祉サービス事業所／ 身体障害者社会参加支援施設 (施設数)													
保護施設(施設数)													
その他の施設(施設数)													

※その他の感染症:伝染性紅斑、風邪様症状等

○ 報告の要件
 ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
 イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

(2) 患者発生の動向把握

ア 疑似症サーベイランス¹⁴（指定届出機関からの届出によるもの）

○目的

原因不明の重症の感染症の発生動向を早期に把握することを目的とする。

○実施方法

県等は、疑似症の発生状況の届出を担当させる指定届出機関から発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断した場合、報告を受け、国へ報告する。

○実施時期

通年

イ 患者発生サーベイランス（指定届出機関からの報告によるもの）

○目的

インフルエンザ及び新型コロナの患者数を調査することにより、インフルエンザ及び新型コロナの流行がどの段階（流行入り、ピーク、終息等）にあるかを把握し、その段階に応じた対策を講じる。

○実施方法

県等は指定届出機関からインフルエンザ及び新型コロナと診断した患者について、1週間（月曜日から日曜日）ごとに報告を受け、その結果を分析し、県民等へ情報を提供・共有するとともに国へ報告する。

県等は、平時から、報告機関に対し、報告内容・方法等に関する啓発を行う等、報告についての理解及び協力を求める。

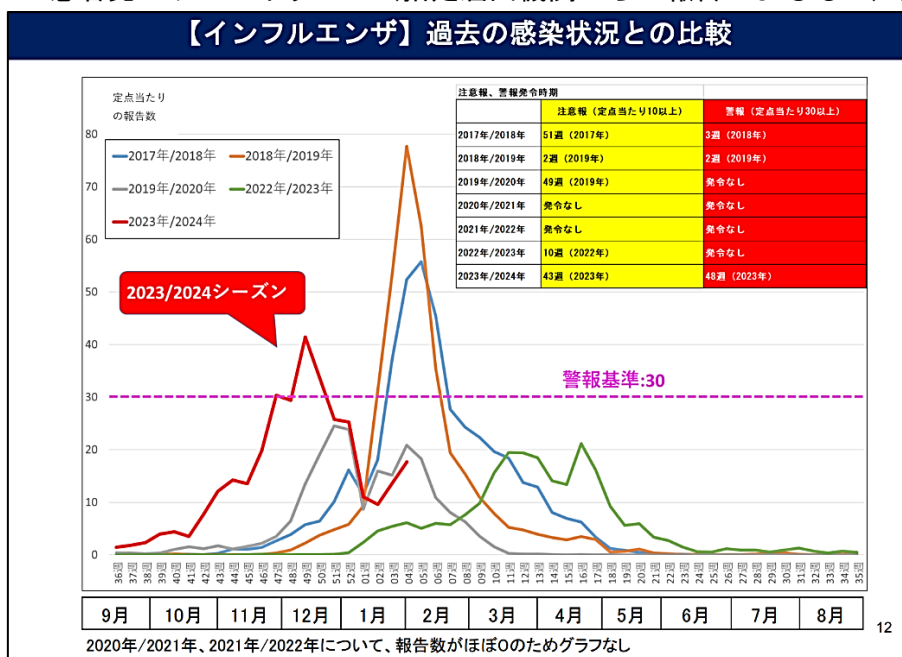
○実施時期

通年

○公表

新潟県感染症情報（週報速報版）にて毎週公表。

図3 患者発生サーベイランス（指定届出機関からの報告によるもの）集計結果



ウ 地域ごとの実情に応じたサーベイランス¹⁵

○目的

地域の实情を踏まえ、地域の流行状況の把握、感染症発生の早期探知等を目的とする。指定届出機関に加えて、それ以外の医療機関での状況の把握、独自のネットワークによる厚生労働科学研究班と連携した情報収集等を実施し、流行情報の総合的な評価につなげる。

○実施方法

県等は、平時からこれらのネットワーク活動を地域の实情に応じて研究・検討するとともに、情報分析体制を整備し、早期対応ができるように準備する。

○実施時期

県等が必要と判断したときに実施する。

○公表

得られた情報及び分析結果を、県民等へ分かりやすく迅速に公表する。

(3) 市中における流行状況の動向把握

ア 抗体保有割合調査（感染症流行予測調査を含む）

○目的

平時においては、インフルエンザに対する免疫の保有状況を調べることで、予防接種の効果的な実施やインフルエンザワクチンの株選定のための基礎資料とする。新型インフルエンザ等の流行に際しては、県民の免疫獲得状況の把握に役立てる。

○実施方法

県等（委託先の医療機関を含む。）が、それぞれの地域に居住する健康な者を対象に説明を行い、同意を得て、血清の提供等を受ける。収集した血清につい

て、県等衛生研究所において、インフルエンザのうち流行している亜型や流行が予測される亜型に関する抗体検査を行う。感染症サーベイランスシステムにより収集した検査結果を分析し、県民等へ情報を提供・共有する。

○実施時期

概ね7月から9月までを目途に実施する。

○公表

必要時公表する。

(4) 重症者・死亡例の把握

ア 入院サーベイランス（指定届出機関からの届出によるもの）

○目的

インフルエンザ及び新型コロナによる入院者数や医療対応を調査し、例年と比較することにより、そのシーズンの重症化のパターン（重症化しやすい年齢、重篤な症状の発生状況等）の概要を把握し、治療に役立てる。

○実施方法

県等は、指定届出機関からインフルエンザ及び新型コロナによる入院患者の年齢や、重症者に対する検査・対応の実施状況（人工呼吸器装着の有無、集中治療室入室の有無など）について、1週間（月曜日から日曜日）ごとに報告を受け、その結果を分析し、県民等へ情報を提供・共有するとともに国へ報告する。

県等は、平時から、報告機関に対し、報告内容・方法等に関する啓発を行う等、報告についての理解及び協力を求める。

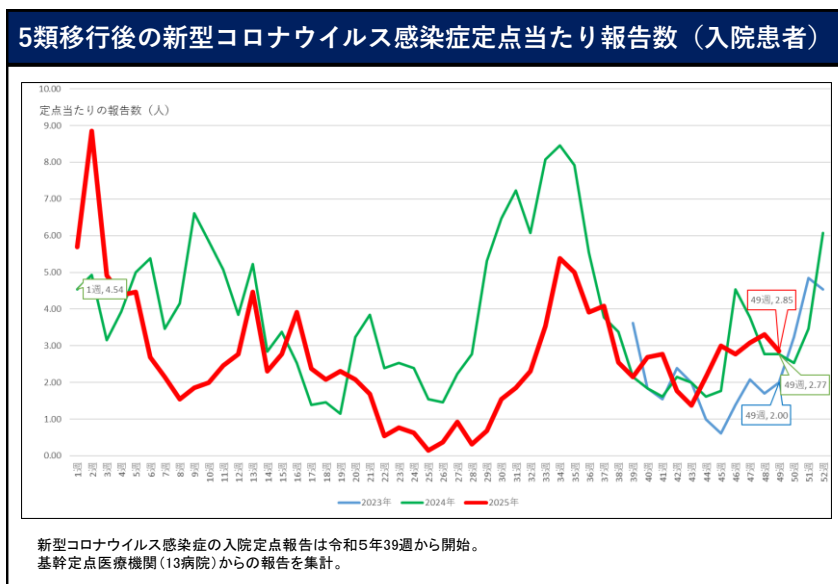
○実施時期

通年

○公表

新潟県感染症情報（週報速報版）にて毎週公表。

図4 入院サーベイランス（指定届出機関からの届出によるもの）集計結果



(5) 病原体の動向把握

ア 病原体ゲノムサーベイランス

○目的

インフルエンザ及び新型コロナウイルスのウイルスゲノム変異によるアミノ酸置換の状況等を調べることにより、流行中のウイルス株の把握等を行う。

○実施方法

県等は、指定提出機関からARIの症例定義に一致する患者の検体を、1週間（月曜日から日曜日）ごとに5検体ずつ受領し、県等衛生研究所にて解析を行う。インフルエンザ陽性、新型コロナウイルス陽性となった検体についてゲノム解析を行い、その結果について県民等へ情報を提供・共有するとともに国へ報告する。

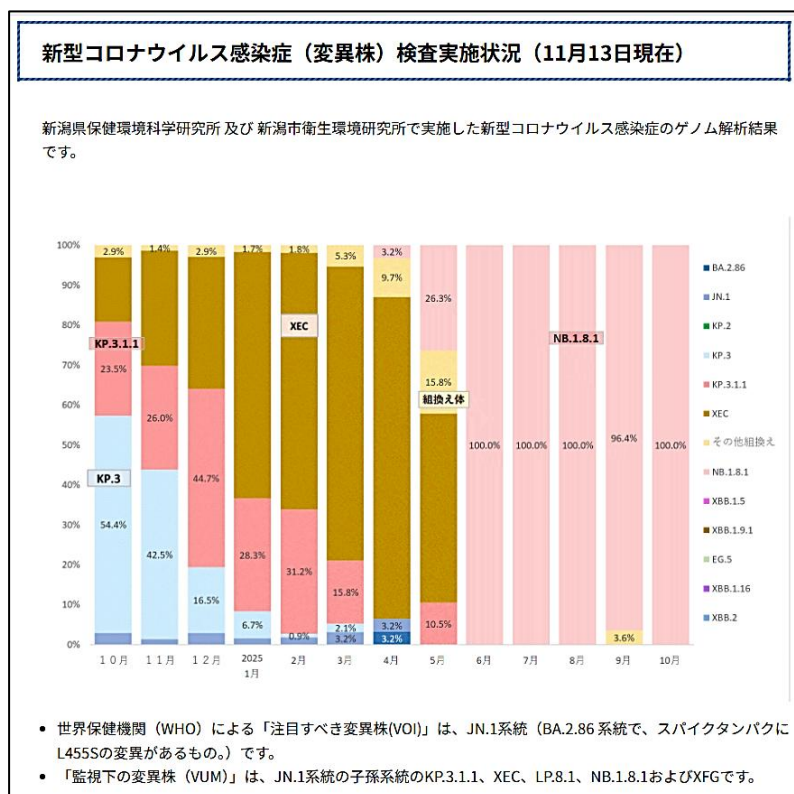
○実施時期

通年

○公表

県等衛生研究所ホームページにて随時公表。

図5 病原体ゲノムサーベイランス集計結果
(新潟県保健環境科学研究所 HP より)



(6) ワンヘルス・アプローチ

ア 家きん、豚及び野生動物が保有するインフルエンザウイルスサーベイランス

○目的

家きん、豚及び野生動物が保有するインフルエンザウイルスに関してそれぞれが得た情報を収集・集約化及び共有し、新型インフルエンザ等の出現の監視に活用する。

○実施方法

(ア) 家きん及び豚の飼養農場におけるサーベイランス

家きんについては、県において鳥インフルエンザの発生予察のため、血清抗体検査等を実施する。また、豚については、県が行う病性鑑定の中でA型インフルエンザウイルスの検査を実施する。

(イ) 野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスのサーベイランス

県は「新潟県野鳥における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル」(令和5年12月一部改正)に従い、死亡野鳥から検体の採取を行い、簡易検査を行う。簡易検査の結果陽性の場合、国へ報告するとともに高病原性鳥インフルエンザウイルスの遺伝子検査を依頼する。

4 人材育成（研修の実施）

- (1) 県等は、平時から感染症の発生動向等を把握できるよう、国及びJIHSと連携し、サーベイランスに関係する人材の育成と確保のため、感染症有時に必要な人員規模をあらかじめ検討・計画し、担当者の研修を実施する。
- (2) 県等は、国（国立保健医療科学院を含む。）やJIHS等で実施される感染症対策等に関する研修会や実地疫学専門家養成コース(FETP¹⁶)、感染症危機管理リーダーシップ人材育成モデル事業¹⁷等に、保健所及び県等衛生研究所等の職員等を積極的に派遣するとともに、県等が感染症に関する講習会等を開催すること等により保健所の職員等に対する研修の充実を図る。

5 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

- (1) 国及びJIHSは、平時から、感染症流行に関する情報を効率的かつ迅速に収集するとともに、感染症有時ににおける迅速な感染症危機管理上の判断及び重症度等の感染症対策に資する情報収集が可能となるよう、DXを推進する（例えば、医療機関における感染症法に基づく発生届に係る入力業務の負担軽減等を図るため、電子カルテと発生届の連携に向けて検討を進める。）こととしており、県等は国及びJIHSが構築した仕組みを適切に活用し、業務負担の軽減等を図る。
- (2) 県等は、国と連携し、感染症有時の際に、医師等が感染症サーベイランスシステムへ円滑に報告が実施できるよう、平時よりアカウント発行等を行い、システムの活用を促進するとともに、感染症有時の際の手順を検討する。

- (3) 県等は、令和4年感染症法改正により、発生届等の電磁的方法による届出が努力義務とされたことを踏まえ、平時より、医師や指定届出機関の管理者からの電磁的な方法¹⁸による発生届及び退院等¹⁹の提出を促進する。

6 感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表²⁰

- (1) 県等は、国が公表した感染症サーベイランスの分析結果及び地域ごとの実情に応じたサーベイランスより得られた分析結果に基づく正確な情報について、県民等へ分かりやすく提供・共有する。
- また、必要に応じ、市町村長に対し、新型インフルエンザ等の患者又は新感染症の所見がある者に係る情報を提供する。
- (2) 県等は、情報等の公表を行うに当たっては、厚生労働省が新型コロナウイルス感染症における公表に係る対応や経験を踏まえて示した「新型インフルエンザ等感染症等の患者発生時における個別事例情報の公表の考え方について（以下「公表基準」という。）」を踏まえつつ、まん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。

第3章 初動期の対応

1 目的

県内外における感染症有事（疑い事案を含む。）の発生の際に、発生初期の段階から各地域の感染症の発生状況や発生動向の推移を迅速かつ・的確に把握し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等に関する情報の収集を迅速に行う必要がある。

初動期では、感染症サーベイランスの実施体制を強化し、早期に探知された新型インフルエンザ等に関する情報の把握を行い、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

2 実施体制

県等は、国及びJIHSと連携し、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症サーベイランスシステムを活用しつつ、情報共有体制の強化を行うなど実施体制の整備を進める。準備期の対応に加えて、初動期に想定される対応を以下に記載する。なお、感染症サーベイランスの実施に当たっては、感染症サーベイランスシステム等を活用する。

3 感染症有時の感染症サーベイランス²¹の開始

県等は、国、JIHS及び関係機関とも連携し、準備期から実施している感染症サーベイランスを継続するとともに、新たな感染症の発生を探知した場合には、国が定

めた疑似症の症例定義に基づき、当該感染症に対する疑似症サーベイランスを開始する。

準備期の対応に加えて、初動期に想定される対応を以下に記載する。なお、感染症サーベイランスの実施に当たっては、感染症サーベイランスシステム等を活用する。

(1) 感染症発生の探知

ア 疑似症サーベイランス²² (医師からの届出によるもの)

○初動期に想定される対応

二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の疑似症のうち、当該感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であるものが発生し、又は発生するおそれがあると認めたとき、県等は、国が定めた疑似症の症例定義に基づき当該感染症の患者を診断し、又は当該感染症により死亡した者の死体を検案した医師に、当該患者について報告を求め、当該報告に基づく疑似症サーベイランス(全数把握)を検討の上、開始する。

イ ARI サーベイランス (指定届出機関からの届出等によるもの)

○初動期に想定される対応

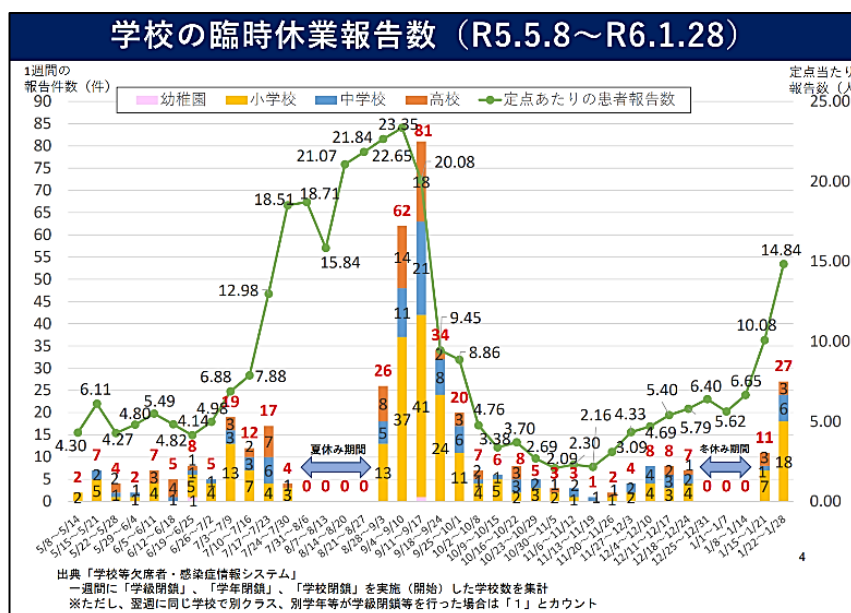
県等は準備期に引き続き実施する。

ウ インフルエンザ様疾患発生報告 (学校サーベイランス)

○初動期に想定される対応

県等は感染症サーベイランスシステムを活用したインフルエンザ様疾患発生報告(学校サーベイランス)の把握を継続し、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)に応じ、実施方法の強化や見直しを検討する。

図6 新型コロナ対応時のインフルエンザ様疾患発生報告(学校サーベイランス)の集計結果(新潟県医療調整本部公表資料より)



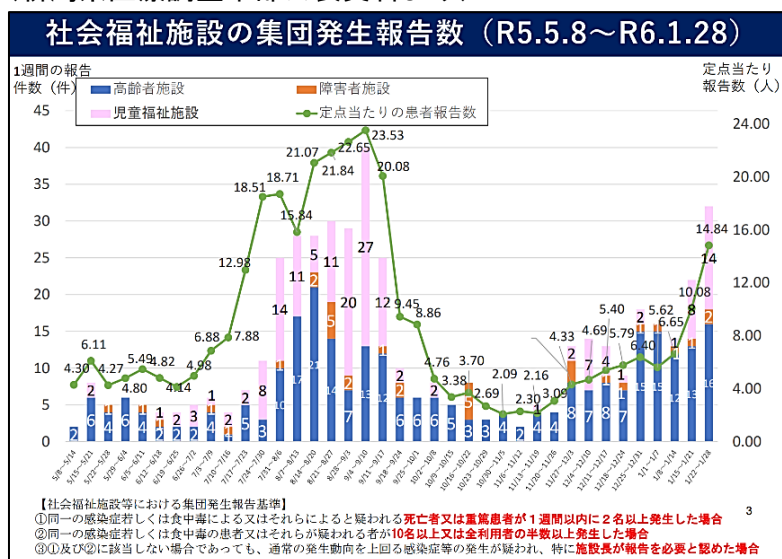
エ クラスターサーベイランス

○初動期に想定される対応

社会福祉施設等の施設長等は「インフルエンザ及びノロウイルス感染症の院内感染に関する保健所への報告及び相談について」及び「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」を踏まえた対応を継続し、県等はクラスター発生状況に応じた実施体制の強化や見直しを検討する。

図7 新型コロナ対応時のクラスターサーベイランスの集計結果

(新潟県医療調整本部公表資料より)



(2) 患者発生の動向把握

ア 疑似症サーベイランス (指定届出機関からの届出によるもの)

○初動期に想定される対応

県等は疑似症指定届出機関のほか、臨時的に一部の協力医療機関を疑似症定点とすることを検討、必要に応じて実施し、県内の早期探知に努める。

イ 患者発生サーベイランス (指定届出機関からの報告によるもの)

○初動期に想定される対応

県等は準備期に引き続き実施する。

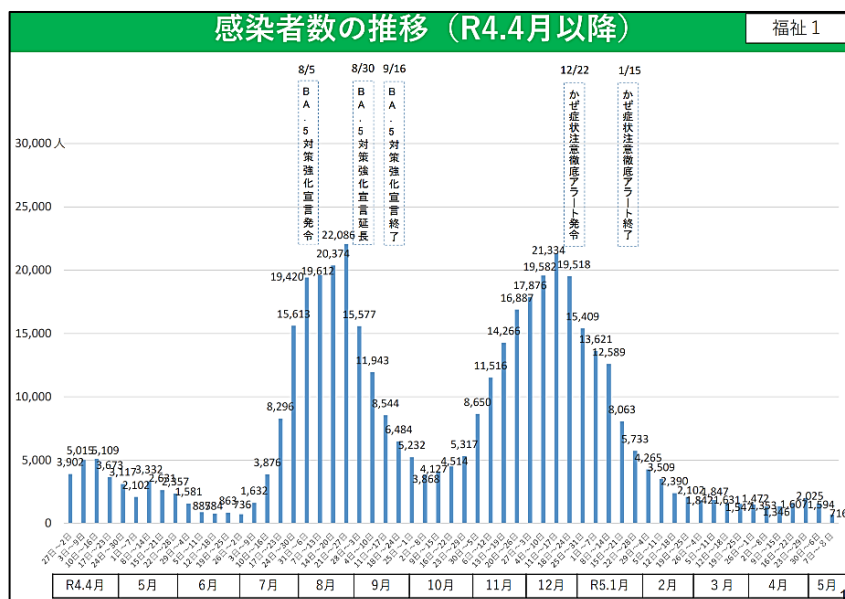
ウ 患者発生サーベイランス (医師からの届出によるもの)

○初動期に想定される対応

国は積極的疫学調査や臨床研究等により明らかになった病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等に基づき届出基準を随時変更し、変更された届出基準や発生届の様式変更について、迅速に公表し周知する。

県等は国が定めた届出基準に基づき、患者等を診断した場合は、全ての医師から患者発生に係る報告を受け、全数把握を行う。

図9 新型コロナ対応時の患者発生サーベイランス（医師からの届出によるもの）集計結果（新潟県医療調整本部公表資料より）



エ 地域ごとの実情に応じたサーベイランス

○初動期に想定される対応

準備期に引き続き、県等の判断により実施する。

(3) 市中における流行状況の動向把握

ア 抗体保有割合調査（感染症流行予測調査含む）

○初動期に想定される対応

県等は準備期に引き続き調査を実施する。

(4) 重症者・死亡例の把握

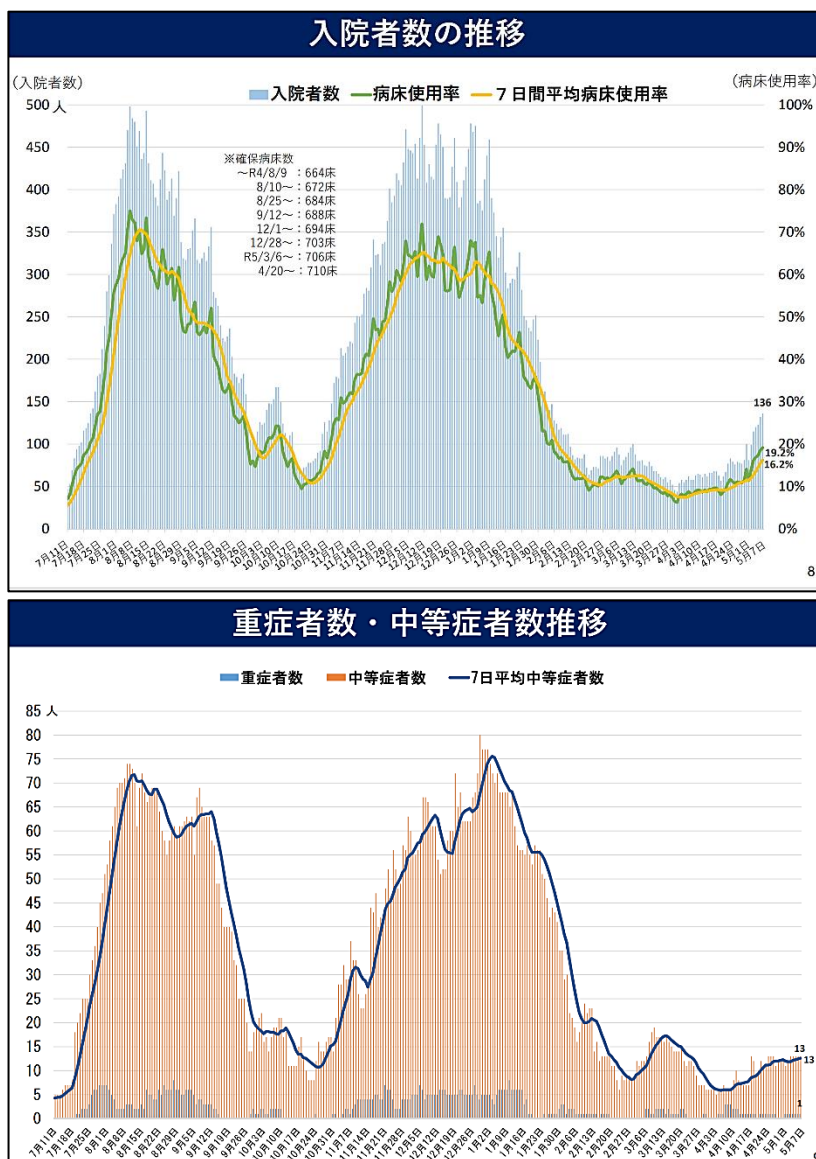
ア 入院サーベイランス（指定届出機関からの届出、感染症指定医療機関からの退院等の届出の提出によるもの）

○初動期に想定される対応

準備期の対応を継続しつつ、以下のような対応を実施する。

- ・県等は国の重症者の定義（人工呼吸器の装着等）に基づき、重症患者が発生した場合には、医療機関から報告を受け、厚生労働省へ速やかに報告を行う。
- ・県等は患者の転帰等を把握するため、新型インフルエンザ等の患者及び新感染症の所見がある者が退院又は死亡した場合は、厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師により、退院等の届出の提出を求める。

図 10 新型コロナ対応時の入院サーベイランス（指定届出機関からの届出、感染症指定医療機関からの退院等の届出の提出によるもの）集計結果（新潟県医療調整本部公表資料より）



(5) 病原体の動向把握

ア 病原体ゲノムサーベイランス

○初動期に想定される対応

県等は検体提供機関や検体提出数の拡大を検討するとともに、準備期に引き続きARIサーベイランスを継続する。

県等は新型インフルエンザウイルス、新型コロナウイルス、他の病原体のゲノム解析については、県等衛生研究所でのゲノム解析の体制整備及び実施を進める。

(6) ワンヘルス・アプローチ

- ア 家きん、豚及び野生動物が保有するインフルエンザウイルスサーベイランス
 - 初動期に想定される対応
- 県等は準備期に引き続き実施する。

4 感染症のリスク評価に基づく体制強化、感染症対策の判断及び実施

国及び JIHS は、疫学調査の結果や学術論文、外国政府や国際機関の報告等により得られた情報に基づき、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）について分析を行うとともに、全数把握の実施を始めとした全国的な感染症サーベイランスの実施体制の強化等の必要性の評価を行うこととしており、県等は国の方針に基づき、実施体制を整備する。

5 感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表

- (1) 県等は、国及び JIHS から共有された感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、ゲノム情報、臨床像、感染症の発生状況及び感染症対策に関する情報を、県民等へ迅速に提供・共有する。
- (2) 県等は、国が公表した感染症サーベイランスの分析結果及び地域ごとの実情に応じたサーベイランスから得られた分析結果に基づく正確な情報について、県民等へ分かりやすく提供・共有する。また、必要に応じ、市町村長に対し、新型インフルエンザ等の患者又は新感染症の所見がある者の情報を提供・共有する。
- (3) 県等は、情報等の公表を行うに当たっては、公表基準等を踏まえつつ、まん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。

第4章 対応期の対応

1 目的

強化された感染症有時の感染症サーベイランスの実施体制により、各地域の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像や治療効果、県民の抗体保有状況等に関する情報を収集し、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しを行う。

2 実施体制

県等は、国及び JIHS と連携し、新型インフルエンザ等に関する情報収集を迅速に実施できるよう、関係機関との情報共有体制の強化を行うなど感染症有時の感染症サーベイランスの実施体制を整備する。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染症サーベイランスの実施方法の必要な見直しを行い、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しを行う。

3 感染症有時の感染症サーベイランスの実施

県等は、原則、準備期からのサーベイランスを継続するとともに、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、対応期において追加的にサーベイランスを実施する。（準備期及び初動期の対応は、準備期及び初動期を参照。）。

また、新型インフルエンザ等の発生状況等の変化に応じ、追加的な実施の意義等が低くなった場合等には、平時の対応への切替えの検討を行う。

県等は、国及び JIHS と連携し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報を把握するため、感染症指定医療機関からの退院等の届出の提出²³を求める。また、国及び JIHS からの報告やリスク評価に基づき、必要なサーベイランスを実施する。

(1) 感染症発生の探知

ア 疑似症サーベイランス（医師からの届出によるもの）

○対応期以降に想定される対応

二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の疑似症のうち、当該感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であるものが発生し、又は発生するおそれがあると認めたととき、県等は、当該感染症の患者を診断し、又は当該感染症により死亡した者の死体を検案した医師に、当該患者について報告に基づく疑似症サーベイランス（全数把握）について、初動期に引き続き実施する。なお、医師からの届出による患者発生サーベイランス（全数把握）開始後は終了する。

イ ARI サーベイランス（指定届出機関からの届出等によるもの）

○対応期以降に想定される対応

県等は初動期に引き続き実施する。

ウ インフルエンザ様疾患発生報告（学校サーベイランス）

○対応期以降に想定される対応

県等は感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に応じ、実施方法の強化や見直しを検討し、必要に応じて実施する。

エ クラスタースurveyランス

○対応期以降に想定される対応

クラスター発生状況に応じ、実施体制の強化や見直しを検討の上、実施する。

県等は社会福祉施設等の施設長等に対して準備期・初動期に引き続き、「インフルエンザ及びノロウイルス感染症の院内感染に関する保健所への報告及び相談について」及び「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」を適用する旨を周知する。

また、県等は国へのクラスター班の派遣要請による現地への専門人材の派遣や、感染拡大にかかるリスク評価及びデータ集計・分析等については、国の方針に基づき、平時の運用へ移行する。

(2) 患者発生の動向把握

ア 疑似症サーベイランス（指定届出機関からの届出によるもの）

○対応期以降に想定される対応

県等は準備期から実施している疑似症指定届出機関からの疑似症患者の報告を求めることについて、対応期においても引き続き実施する。

イ 患者発生サーベイランス（指定届出機関からの届出によるもの）

○対応期以降に想定される対応

県等は初動期・準備期に引き続き実施する。

ウ 患者発生サーベイランス（医師からの届出によるもの）

○対応期以降に想定される対応

国は積極的疫学調査や臨床研究等により明らかになった病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に基づき届出基準を随時変更し、変更された届出基準や発生届の様式変更を、迅速に公表し周知する。

県等は国が定めた届出基準に基づき、患者等を診断した場合は、全ての医師から患者発生に係る届出を求め、全数把握を行う。

これらについて、初動期に引き続き実施する。国は協力都道府県等からの情報を基に病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）の変化等を確認し、感染症法上の位置付けを検討し、医師からの届出による患者発生サーベイランスを終了し、指定届出機関による定点把握へ移行する。

エ 地域ごとの実情に応じたサーベイランス

○対応期以降に想定される対応

指定届出機関に加えて、それ以外の医療機関での状況の把握、独自のネットワークによる厚生労働科学研究班と連携した情報収集等を実施し、流行情報の総合的な評価につなげることについて、準備期・初動期に引き続き、県等の判断により実施する。

(3) 市中における流行状況の動向把握

ア 抗体保有割合調査（感染症流行予測調査含む）

○対応期以降に想定される対応

国はワクチンの臨時接種が開始された場合、流行予測調査の対象感染症として追加し、抗体保有割合調査を実施する。

県等は国が定めた実施要綱等を基に調査を実施する。

これらの調査は、感染拡大の状況を踏まえて、追加的に実施するが、その後、感染症法上の位置付け変更に伴い終了する。

(4) 重症者・死亡例の把握

ア 入院サーベイランス（感染症指定届出機関からの退院等の届出の提出、指定届出機関からの届出によるもの）

○対応期以降に想定される対応

県等は新型インフルエンザ等の患者及び新感染症の所見がある者が退院又は死亡した場合は、厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師により、退院等の届出の提出を初動期に引き続き求める。

感染症法上の位置付け変更後、入院者数、入院者数のうち ICU 入室者数及び人工呼吸器の利用者数等の動向について、指定届出機関による把握を開始する

²⁴。

(5) 病原体の動向把握

ア 病原体ゲノムサーベイランス

○対応期以降に想定される対応

指定提出機関において検体を採取し、県等衛生研究所で確認検査（PCR 検査、ウイルス分離等）を行う。

国及び JIHS は、感染症法における位置付け変更等を踏まえ、県等におけるゲノム解析の実施件数を縮小することを検討することとしており、県等は検討結果を基にゲノム解析の実施件数の縮小を行う。

(6) ワンヘルス・アプローチ

ア 家きん、豚及び野生動物が保有するインフルエンザウイルスサーベイランス

○対応期以降に想定される対応

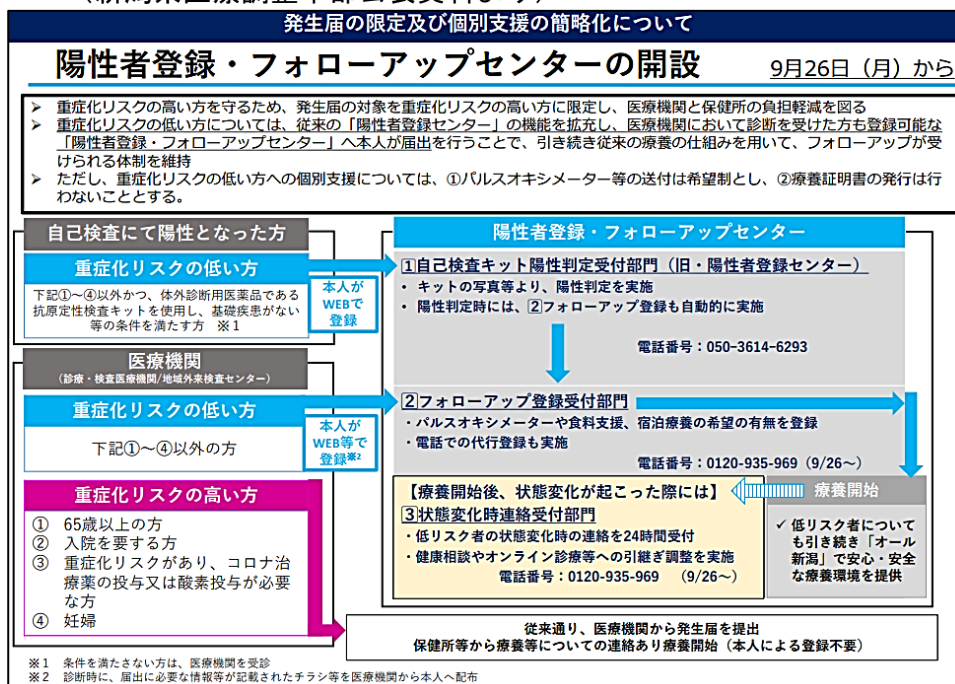
準備期・初動期に引き続き実施する。

4 感染症のリスク評価に基づくサーベイランス手法の検討、感染症対策の判断及び実施

国は、協力都道府県からの情報を基に、感染症の特徴及び病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）の変化等を確認しつつ、リスク評価に基づき、全国的な感染症サーベイランスの強化の必要性、感染症サーベイランスの対象及び届出対象者の重点化や効率化等の必要性の検討を行う。定点把握でも感染動向の把握が可能となった際には、患者数の増加に伴う医療機関や保健所等の業務負担も考慮し、全数把握の必要性を再評価する。あわせて、感染状況等を踏まえつつ、定点把握を含めた適切なサーベイランス体制を検討し、適切な時期に移行を実施する。県等は、国の方針に基づき、円滑な移行を実施する。

また、県等は、国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、地域の感染動向等に応じて、独自に判断して感染症サーベイランスを実施する。

図 11 新型コロナ対応時における届出対象者の重点化
(新潟県医療調整本部公表資料より)



5 感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表

(1) 県等は、国及びJIHSと連携し、県民等に対して感染症の発生状況等について迅速に提供・共有する。

特に、感染症対策の強化又は緩和を行う場合などの対応においては、リスク評価に基づく情報を共有し、各種対策について、理解・協力を得るため、可能な限り科学的根拠に基づいて県民等に分かりやすく情報を提供・共有する。

(2) 県等は、国が公表した感染症サーベイランスの分析結果及び地域ごとの実情に応じたサーベイランスから得られた分析結果に基づく正確な情報について、県民等へ分かりやすく提供・共有する。また、必要に応じ、市町村長に対し、新型コロナウイルス等の患者又は新感染症の所見がある者の数、当該者の居住する市町村の名称等情報を提供・共有する。

(3) 県等は、情報等の公表を行うに当たっては、まん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、公表基準等を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。

表 1 各期における感染症サーベイランスの動きと活用するシステム

下線：期の移行に伴う追加・強化

(1) 感染症発生の探知	準備期	初動期	対応期	活用するシステム
疑似症サーベイランス（医師からの届出によるもの）	—	<u>医師からの届出による全数把握の開始</u>	引き続き実施。なお、医師からの届出による患者発生サーベイランス開始後は終了	—
ARIサーベイランス（指定届出機関からの届出等によるもの）	指定届出機関から報告を受け把握	引き続き実施	引き続き実施	感染症サーベイランスシステム
インフルエンザ様疾患発生報告（学校サーベイランス）	幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等からの報告を受け把握	引き続き実施	引き続き実施	感染症サーベイランスシステム、学校等欠席者・感染症情報システム
クラスターサーベイランス	施設長等からの報告を受け把握	引き続き実施	引き続き実施	—
(2) 患者発生の動向把握	準備期	初動期	対応期	活用するシステム
疑似症サーベイランス（指定届出機関からの届出によるもの）	指定届出機関から報告を受け把握	<u>協力医療機関からの疑似症患者の報告を求めるところを検討、必要に応じて実施</u>	引き続き実施	感染症サーベイランスシステム
患者発生サーベイランス（指定届出機関からの報告によるもの）	指定届出機関から報告を受け把握	引き続き実施	引き続き実施	
患者発生サーベイランス（医師からの届出によるもの）	—	<u>医師からの届出による全数把握の開始</u>	引き続き実施	
地域ごとの実情に応じたサーベイランス	必要に応じて実施	必要に応じて実施	必要に応じて実施	—
(3) 市中における流行状況の動向把握	準備期	初動期	対応期	活用するシステム
抗体保有割合調査（感染症流行予測調査を含む）	同意を得て調査を実施	引き続き実施	引き続き実施	感染症サーベイランスシステム
(4) 重症者・死亡例の把握	準備期	初動期	対応期	活用するシステム
入院サーベイランス（指定届出機関からの届出によるもの）	指定届出機関から報告を受け把握	<u>医師からの退院届にて患者の転帰を把握</u>	引き続き実施	感染症サーベイランスシステム
(5) 病原体の動向把握	準備期	初動期	対応期	活用するシステム
病原体ゲノムサーベイランス	指定提出機関から検体提供を受け把握	<u>検体提供機関や検体提出数の拡大を検討、必要に応じて実施</u>	引き続き実施	感染症サーベイランスシステム
(6) ワンヘルス・アプローチ	準備期	初動期	対応期	活用するシステム
家きん、豚及び野生動物が保有するインフルエンザウイルスサーベイランス	・鳥インフルエンザの血清抗体検査、豚における A 型インフルエンザウイルスの検査 ・死亡野鳥から検体の採取、簡易検査	引き続き実施	引き続き実施	—

文末脚注

1	リスク評価の詳細は、「情報収集・分析に関するガイドライン」を参照。
2	FF100 とは、感染症による公衆衛生危機発生時に症例定義に合致した数百症例程度から通常のサーベイランスでは得られない知見を迅速に収集するための臨床・疫学調査。
3	急性呼吸器感染症 (Acute Respiratory Infection : ARI) とは、急性の上気道炎（鼻炎、副鼻腔炎、咽頭炎、喉頭炎）又は下気道炎（気管支炎、細気管支炎、肺炎）を指す病原体による症候群の総称。例として、インフルエンザ、新型コロナウイルス、RS ウイルス、咽頭結膜熱、A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎、ヘルパンギーナ等が含まれる。
4	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準であり、当該基準等に合致する患者等を診断・検索した医師または指定届出機関の管理者は、当該患者または発生数を報告することが求められている。
5	感染症法第 14 条第 1 項の規定に基づき都道府県知事から指定を受けた病院又は診療所であり、五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当する機関。
6	本ガイドラインにおいて、厚生労働省令に定める感染症指定医療機関は、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び第一種協定指定医療機関を指す。
7	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。
8	感染症法第 12 条や第 14 条等の規定に基づき届出された情報等を集計及び提供・共有するために活用されているシステムであり、新型コロナ対応で活用した健康観察機能も有している。
9	国が、感染症有事において、感染症等に係る予防及び医療等に関し人材の育成及び資質の向上を図ることを目的に、実施している事業。
10	「新型インフルエンザ」と明記しているインフルエンザ以外、季節性インフルエンザを指す。
11	地域の学校等における感染症による臨時休業や欠席者数等の発生状況を把握するためのシステムであり、公益財団法人日本学校保健会が運営し、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、こども園が入力している。
12	例として、「インフルエンザ及びノロウイルス感染症の院内感染に関する保健所への報告及び相談について」（平成 27 年 3 月 9 日厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）を参照。
13	例として、平成 17 年 2 月 22 日付け健発第 0222002 号、薬食発第 0222001 号、雇児発第 0222001 号、社援発第 0222002 号、老発第 0222001 号「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」を参照。
14	感染症法第 14 条第 1 項及び第 2 項に基づく疑似症サーベイランスであり、都道府県から指定を受けた 指定届出機関の管理者により、五類感染症の患者（無症状病原体保有者を含む。）若しくは二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症等の患者を診断し、又は五類感染症により死亡した者の死体を検索したときに届け出られる制度。

15	感染症法第 15 条第 1 項に基づく調査であり、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるとき、都道府県等の判断により関係者に質問及び調査をすることができる。
16	JIHS が、平常時から質の高い感染症サーベイランス体制の維持・改善に貢献し、感染症の集団発生・流行時には迅速かつ的確にその実態把握及び原因究明に従事する実地疫学専門家を養成することを目的に、都道府県等（地方衛生研究所等含む。）職員や大学等において感染症対策の診療・教育に従事している専門資格等を有する者を対象に実施しているコース。
17	国が、感染症有事に対応できる高度な専門性や経験を有し、横断的な調整能力を有するリーダーシップ人材を育成することを目的に、都道府県等職員を対象に実施している事業。
18	感染症法第 12 条第 5 項 6 項、第 44 条の 3 の 6 及び第 50 条の 7 に基づき、電磁的方法により届出を行うよう努めなければならない。
19	感染症法第 44 条の 3 の 6 に基づく新型インフルエンザ等感染症の患者、指定感染症の患者（感染症法第 44 条の 9 第 1 項の規定による準用）及び第 50 条の 7 に基づく新感染症の所見がある者の退院等の届出であり、厚生労働省令で定める感染症指定届出機関の医師により、新型インフルエンザ等感染症の患者及び新感染症の所見がある者が退院し、又は死亡したときに、当該感染症指定届出機関の所在地を管轄する都道府県等及び厚生労働省に届け出られる制度。
20	感染症法第 16 条第 1 項～第 4 項に基づき、感染症の発生状況、動向等に係る情報を適切な方法により積極的に公表することを定めている。
21	感染症有事の感染症サーベイランスにおいても、新たな感染症に対し、症例定義に基づき、患者の発生動向の収集（患者発生サーベイランス）、入院者数及び重症者数の収集（入院サーベイランス）、ウイルスゲノム情報の収集（病原体ゲノムサーベイランス）等の複数のサーベイランスを実施する。
22	感染症法第 14 条第 7 項及び第 8 項に基づく疑似症サーベイランスであり、厚生労働大臣から通知を受けた都道府県等が、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の疑似症感染症のうち厚生労働省令で定めるものであって、当該感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であるものが発生したとき等に、管轄する区域内に所在する病院又は診療所の医師に対し、当該感染症の患者を診断し、又は当該感染症により死亡した者の死体を検案したときに届出を求める制度。
23	感染症法第 44 条の 3 の 6 に基づく新型インフルエンザ等感染症の患者、指定感染症の患者（感染症法第 44 条の 9 第 1 項の規定による準用）及び第 50 条の 7 に基づく新感染症の所見がある者の退院等の届出であり、厚生労働省令で定める感染症の医師により、新型インフルエンザ等感染症の患者、指定感染症の患者及び新感染症の所見がある者が退院し、又は死亡したときに、当該感染症指定医療機関の所在地を管轄する都道府県等及び厚生労働省に届け出られる制度。
24	例として、令和 5 年 9 月 25 日付け感感発 0925 第 2 号「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）」を参照。